

ユネスコ学校図書館宣言 School Library Manifesto by UNESCO

1999.11.26 第30回ユネスコ総会において採択

学校図書館は、今日の情報や知識を基盤とする社会に相応（ふさわ）しく生きていくための基本的な情報とアイデアを提供する。学校図書館は、児童生徒が責任ある市民として生活できるように、生涯学習の技能を育成し、また、想像力を培う。

学校図書館の使命

学校図書館は、情報がどのような形態あるいは媒体であろうと、学校構成員全員が情報を批判的にとらえ、効果的に利用できるように学習のためのサービス、図書、情報資源を提供する。学校図書館は、ユネスコ公共図書館宣言と同様の趣旨に沿い、より広範な図書館・情報ネットワークと連携する。

図書館員は、小説からドキュメンタリーまで、印刷資料から電子資料まで、あるいはその場でも遠くからでも、幅広い範囲の図書やその他の情報源を利用することを支援する。資料は、教科書や教材、教育方法を補完し、より充実させる。

図書館員と教師が協力する場合に、児童生徒の識字、読書、学習、問題解決、情報及びコミュニケーション技術の各技能レベルが向上することが実証されている。

学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなければならない。通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない。

学校図書館のサービスの蔵書の利用は、国際連合世界人権宣言^{注)}に基づくものであり、いかなる種類の思想的、社会的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

財政、法令、ネットワーク

学校図書館は、識字、教育、情報提供、経済、社会そして文化の発展についてのあらゆる長期政策にとって基本的なものである。地方、地域、国の行政機関の責任として、学校図書館は特定の法令あるいは政策によって維持されなければならない。学校図書館には、訓練された職員、資格、各種技術及び設備のための経費が十分かつ継続的に調達されなければならない。それは無料でなければならない。

学校図書館は、地方、地域及び全国的な図書館・情報ネットワークを構成する重要な一員である。

学校図書館が、例えば公共図書館のような他館種図書館と設備や資料等を共有する場合には、学校図書館独自の目的が認められ、主張されなければならない。

学校図書館は教育の過程にとって不可欠なものである。

以下に述べる事は、識字、情報リテラシー、指導、学習及び文化の発展にとって基本的なことであり、学校図書館サービスの核となるものである。

●学校の使命およびカリキュラムとして示された教育目標を支援し、かつ増進する。

●子ども達に読書の習慣と楽しみ、学習の習慣と楽しみ、そして生涯を通じての図書館利用を促進させ、継続させるようにする。

●知識、理解、想像、楽しみを得るために情報を利用し、かつ創造する体験の機会を提供する。

●情報の形式、形態、媒体が、地域社会に適合したコミュニケーションの方法を含めどのようなものであっても、すべての児童生徒が情報の活用と評価の技術を学び、練習することを支援する。

●地方、地域、全国、全世界からの情報入手と、さまざまなアイデア、経験、見解に接して学習する機会を提供する。

●文化的社会的な関心を喚起し、それらの完成を錬磨する活動を計画する。

●学校の使命を達成するために、児童生徒、教師、管理者、および両親と協力する。

●知的自由の理念を謳い、情報を入手できることが、民主主義を具現し、責任ある有能な市民となるためには不可欠である。

●学校内全体及び学校外においても、読書を奨励し、学校図書館の資源やサービスを増強する。

以上の機能を果たすために、学校図書館は方針とサービスを樹立し、資料を選択・収集し、適切な情報源を利用するための設備と技術を整備し、教育的環境を整え、訓練された職員を配置する。

職員

学校図書館は、可能な限り十分な職員配置に支えられ、学校構成員全員と協力し、公共図書館その他と連携して、学校図書館の計画立案や経験に責任がある専門的資格を持つ職員である。

学校図書館員の役割は、国の法的、財政的な条件の下での予算や、各学校のカリキュラム、教育方法によってさまざまである。状況は異なっても、学校図書館員が効果的な学校図書館サービスを展開するのに必要とされる共通の知識領域は、情報資源、図書館、情報管理、および情報教育である。

増大するネットワーク環境において、教師と児童生徒の両者に対し、学校図書館員は多様な情報処理の技能を計画し指導ができる能力を持たなければならない。したがって、学校図書館員の専門的な継続教育と専門性の向上が必要とされる。

運営と管理

効果的で責任の持てる運営を確実にするためには、

●学校図書館サービスの方針は、各学校のカリキュラムに関連させて、その目的、重点、サービス内容が明らかになるように策定されなければならない。

●学校図書館は専門的基準に準拠して組織され、維持されなければならない。

●サービスはざっと学校構成員全員が利用でき、地域社会の条件に対応して運営されなければならない。

●教師、学校管理者幹部、行政官、両親、他館種の図書館員、情報専門家、並びに地域社会の諸団体との協力が促進されなければならない。

宣言の履行

政府は教育に責任を持つ省庁を通じ、この宣言の諸原則を履行する政策、方針、計画を緊急に推進すべきである。図書館員と教師の養成及び継続教育において、この宣言の周知を図る諸計画が立てられなければならない。

注) 英文には「the United Nations Universal Declaration of Human Rights and Freedoms」と記されている。

(訳:長倉美恵子、堀川照代)